

新富町立富田中学校 いじめ防止基本方針

新富町立富田中学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめが発生した場合の対応、被害者の保護者や加害者への措置などについて法令により規定されました。さらに、平成29年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定）が示されました。

これをもとに、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が最終改定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「新富町立富田中学校いじめ防止基本方針」として、以下のように改定します。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組に努めます。

（1）いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のために、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止に努めます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して「いじめは決して許されない」ことを生徒に理解させるとともに、全ての生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを行い、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことをめざします。

（2）いじめの早期発見

いじめの早期発見のために、生徒のささいな変化を見逃すことなく、日頃から生徒の行動に留意するとともに、定期的なアンケートや教育相談を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、地域や家庭と連携して生徒を見守ります。

（3）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合は、直ちに生徒の安全を確保し、いじめた生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行い、関係機関と連携して対処します。また、いじめを把握した場合の対処の在り方について、平素より理解を深め、学校における組織的な対応となるよう体制整備を行います。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。設置にあたっては、すでに校内にある組織を十分に生かしながら、下記の構成員や活動を踏まえた組織を構成したり、必要に応じて校内の他の組織と十分な連携を図ったりする体制を整備します。

「いじめ不登校対策委員会」は、月1回の定例会とするほか、いじめ事案発生時やいじめ発生が疑われる時は緊急に開催することとします。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事、学年主任、養護教諭

(2) 活 動

- 学校いじめ防止基本方針の作成及び見直し
- 校内研修会の企画及び立案
- 特別支援教育との連携
- 調査結果、報告等の情報の整理及び分析
- いじめが疑われる案件の事実確認及び対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針の決定

2 生徒が主体となったいじめ防止等の取組の推進

校内外において生徒会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や相談箱を設置して生徒同士で悩みを聞き合う活動など、いじめの防止等における取組を推進します。

- 生徒総会の実施における話合いの実施
- 全校専門委員会及び学級専門委員会での話合い活動の実施
- 生徒会総務部による目安箱の設置及び活用
- 学級活動での話し合い活動の実施
- 学校行事に係る実行委員会活動の推進

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

ア いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図り、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめの防止に資する活動に取り組む。

- いじめとなり得る具体的な事例の説明
- いじめは決して許されない行為であることの周知
- いじめ防止のために個人、学級及び学校が気をつけることの周知
- 学校のいじめ防止基本方針の概要についての周知

イ 未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施
- 望ましい人間関係づくりを育む計画的な取組の試行
- 楽しい学校生活を送るためのアンケート「Q-U」の実施及び活用

ウ 生徒に対するアンケート・聞き取り調査等、日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談週間を設け、日頃から様々な悩み事を相談できる体制を整備します。

- 学期1回の教育相談週間の設定
- 月1回のいじめに関するアンケートの実施と対応
- 年間を通した定期的な悩み事相談の調査実施と対応

エ 生徒に集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いに認め合える人間関係づくりを行います。

- 各教科、学級活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育及び情報モラル教育の時間の設定や全体計画及び年間計画等への位置づけ

オ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- 校内研修会の実施
- コンプライアンスチェックシートの活用

カ 家庭及び地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるために、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会や学年・学級懇談等での学校基本方針の説明及び周知
- 学校通信等を活用したいじめ防止活動の報告
- 学校公開（オープンスクール）や参観授業の実施
- 保護者を対象とした研修会の実施

(2) 早期発見の措置

ア ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを積極的に認知するよう努めます。

イ 日頃から生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号などのサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、教職員間の情報共有に努めます。

- 職員会議での情報共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

ウ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

- 教育相談週間の設定
- いじめに関するアンケート調査の実施
- いじめ相談窓口の周知

エ 生徒からの相談や聴き取りについては、生徒が希望する教職員や臨床心理士等が対応できる体制の構築に努めます。

- スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施

(3) いじめに対する措置

ア 発見・通報

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し生徒を守ります。
- いじめ不登校対策委員会を構成する職員及び管理職へ速やかに通報します。

イ 情報の共有化

- 各職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- 報告を受けた生徒指導主事は、いじめを認知した場合、あるいはいじめの発生が疑われる状況を確認した場合は、いじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ対策委員会を開催し、調査の方針について決定します。
- 生徒及び教職員の聞き取りにあたっては、いじめ不登校対策委員会の関係職員のほか、生徒が話をしやすいような担当職員を選任します。

- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を実施します。この場合に、質問紙調査の実施により得られた情報については、いじめられた生徒またはその保護者に情報提供する可能性があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる全生徒及びその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- 各教職員はいじめに係る情報を適切に記録し、報告書を作成します。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合には、町教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者と適時、適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時、いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うにあたっては、以下の点に留意して対処します。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- 安全・安心を確保する
- 心のケアを図る
- 今後の対策について、共に考える
- 活動の場等を設定し、認め、励ます
- 温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感が与えられるようにします。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた生徒への指導とその保護者への支援

【いじめた生徒への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- いじめの事実を確認する
- いじめの背景や要因の理解に努める
- いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- 今後の生き方を考えさせる
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- 生徒や保護者の心情に配慮する
- いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公正性を大切に対応します。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- 教育委員会や関係機関と連携し解決をめざす

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- 自分の問題として捉えさせる
- 望ましい人間関係作りに努める
- 自己有用感が味わえる集団作りに努める

オ いじめの解消

- いじめが解消している状態を、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている状態として捉え、被害・加害生徒の様子を注視します。
- 被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認します。

カ 関係機関への報告

- 校長は、いじめの事実を確認した場合及び重大事態が発生した場合は、町教育委員会への報告を速やかに行います。
- いじめられた生徒が安心して登校したり、学習やその他の活動に取り組んだりすることができるよう、いじめた生徒の保護者に対して、出席停止制度の活用を図るなど、状況に応じて町教育委員会と連携して対応します。
- 生命の危険や身体、財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には、所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒に対する誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまして社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為にあたります。

イ ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります（家庭内ルールの作成など）。
- 教科、学級活動、集会等において、情報モラル教育の充実を図ります。
- 生徒及び保護者を対象に、ネット社会、情報モラル、ネット犯罪の実例、規則正しい生活の中でのゲームやインターネットへのかかわり、SNS等とのかかわり方などについて、犯罪抑止、防犯などの観点から講話等を実施します。

ウ ネットいじめへの対応

- 日頃からネットいじめに加担しない指導を行うとともに、当事者となったり、第三者として情報に気付いたりした場合は、警察に相談するよう周知します。
- 日頃から生徒が教職員へ情報提供しやすい信頼関係の醸成に努めます。

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとします。

ア 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 など

イ 生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 連続した欠席の場合は、状況により判断する

ウ 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして捉え、報告・調査等に当たります。

エ 生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

(2) 学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明します。

(3) その他、重大事態が発生した場合は、町教育委員会の指示のもと、適切に対応します。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 学校の基本方針の策定から3年を目処として、国や県などの動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。

(2) 学校の基本方針について、ホームページやなどで公表し、必要に応じて、生徒や保護者等に概要等の説明及び周知を行います。